

四日市市職員賞じゅつ金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月23日

四日市市長 田中俊行

四日市市条例第14号

四日市市職員賞じゅつ金条例の一部を改正する条例

四日市市職員賞じゅつ金条例（昭和60年四日市市条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第3条第2項に規定する一般職に属する職員（ただし、地公法第22条第5項に定める臨時的任用職員を除く。）並びに市長、副市長、<u>教育長</u>、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び常勤の監査委員をいう。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第3条第2項に規定する一般職に属する職員（ただし、地公法第22条第5項に定める臨時的任用職員を除く。）並びに市長、副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び常勤の監査委員をいう。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(総務部人事課)